

(様式7)

今帰仁村公告第 104 号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき今帰仁農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更したので、同法第12条第1項の規定に基づき公告し、同法第12条第2項の規定により次の場所において縦覧する。

令和8年6月1日

今帰仁村長 久田 浩也



縦覧場所 : 今帰仁村役場経済課
(今帰仁村字仲宗根219番地)